

令和3年4月15日

保護者各位

名護市立屋部中学校
校長 仲田 欣五
(公 印 省 略)

まん延防止等重点措置適用期間中の学校対応について

沖縄県は令和3年4月12日(月)～5月5日(水)の期間、まん延防止等重点措置(新型コロナウイルス感染症予防警戒レベル第4段階)を出しました。県民一体となった感染防止対策が求められているところです。

それを受け、名護市立小中学校においても、警戒レベル第4段階及びまん延防止等重点措置適用期間中の学校の登校や部活動等のありかたについて、新型コロナウイルス感染症防止対策の観点から下記のとおり対応していきます。

記

1 登校について

- 警戒レベル第4段階及びまん延防止等重点措置適用期間中においても、**感染防止対策を講じながら通常登校とする**。感染防止対策の観点から以下の点について特に対策を図るようにする。
 - ・3密の徹底や健康状態の把握の徹底をする。
 - ・教室等の換気(できる限り対角線上の空気の流れをつくるように)の徹底をする。
 - ・給食時においては対面しないような座席配置をする。

2 部活動等(スポーツ少年団等も含む)について

- (1) 平日の活動時間は90分以内とする(個人練習を含む、早朝練習は行わないこと) 土日休日は2時間程度(準備・片付け・清掃・整備やミーティング等は含まない)にとどめること。※活動時間とは、校内外問わず1日の総活動時間とする。
- (2) 期間中、市内外における、練習試合や合宿等については、行わないこと。
- (3) 県内、県外大会参加(予選等)については、各団体と十分に連携し、学校に置いて慎重に検討する。

※土日休日の部活動は、最小限の人数で2時間以内とする。

3 体調不良者の対応について

- (1) 発熱等、風邪症状の生徒へは医療機関受診を奨励する。
- (2) 受診した生徒の登校再開については医師に確認すること。
- (3) **受診しない生徒の登校再開は発熱、風邪症状が消失してから少なくとも72時間が経過していること。**

(沖縄県教育庁保健体育科からの通知)